

告 示

埼玉県告示第百九十五号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―二四―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県美里町大字甘粕字丸山千四百九十四番一、千四百九十五番、

千四百九十六番一、千四百九十七番一、

埼玉県美里町大字甘粕字長岡千五百四十七番一、千五百四十八番一、

千五百五十二番四、千五百五十三番一、

千五百五十四番一

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一〇〇〇・五立方メートル